

# 尼崎市ソーシャルビジネスサポートファイナンス事業 (利子補給事業)のご案内

- 1 助成対象者 日本政策金融公庫尼崎支店が行うソーシャルビジネス支援資金の融資を受ける中小企業者等で、次の要件をすべて満たす方
- (1) 尼崎市内に主たる事業所を有する方
  - (2) 市税の滞納をしていない方
- 2 助成金の額 支払った利息額に2分の1を乗じて得た額。 【利息額×1/2=助成金の額】
- ※ 1年度10万円を限度額とします。
  - ※ 助成金の額に100円未満の端数があるときは切り捨てします。
- 3 助成期間 日本政策金融公庫尼崎支店が融資を開始した日から24か月以内
- ※ 償還期間が24か月未満のものについては、当該償還が完了した日まで。
  - ※ 助成金の交付申請は1月1日～12月31日で取りまとめて行います。
- 4 申込の流れ
- (1) 利用申込(融資実行時)
- 【提出先】 申請者 ⇒ 公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構
  - 【必要書類】 ・ 尼崎市ソーシャルビジネスサポートファイナンス事業助成金利用申込書(様式第1号)
  - ・ 資金使途を記載した事業計画書等
- (2) 交付申請(1月1日～1月31日)
- 【提出先】 申請者 ⇒ 公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構
  - 【必要書類】 ・ 尼崎市ソーシャルビジネスサポートファイナンス事業助成金交付申請書(様式第2号)
  - ・ 融資決定通知書の写し(日本政策金融公庫尼崎支店が発行)
  - ・ 利息支払証明書(日本政策金融公庫尼崎支店が発行)
  - ・ 市税に未納の税額がないことを証明する納税証明書(申請日前3か月以内に尼崎市役所税務管理課で発行されたもの)
- (3) 請求(交付決定通知書の送付を受けた日から10日の間)
- 【提出先】 申請者 ⇒ 公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構
  - 【必要書類】 ・ 尼崎市ソーシャルビジネスサポートファイナンス事業助成金請求書(様式第5号)
  - ・ 通帳の写し(口座番号、口座名義を確認できる箇所)

お問い合わせ	公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構 事業課(担当:三録) 〒660-0881 尼崎市昭和通2丁目6-68 TEL:06-6488-9501 FAX:06-6488-9525 MAIL:miroku@ama-in.or.jp
--------	---